

宗像市の在宅高齢者福祉サービス概要

令和5年4月現在

配食サービス

利用者の自宅を訪問し、栄養バランスのとれたお弁当を直接手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行います。

対象者

総合事業対象者及び要支援・要介護認定者で、心身の障がい・傷病等により、調理や食事確保が困難な方、もしくは栄養改善が必要な状態にある一人暮らし高齢者、もしくは一人暮らしに準じる世帯

利用者負担

1食につき、450円又は470円
(ただし、栄養改善目的の低所得者の場合は、1食300円)

介護用品(紙おむつ等)支給サービス



在宅の寝たきりや認知症の高齢者で常時紙おむつ等の介護用品が必要な人に、紙おむつ等の支給を行い、在宅での介護の継続を支援します。(支給方法は現物支給と償還払いがあります。)

対象者

寝たきりや認知症の高齢者で、常時紙おむつ等を必要とする人(原則、要介護4・5の要介護認定者)を介護する家族等

支給内容 (上限月額)

支給対象者本人及び世帯員の市町村民税の課税状況により

- ①本人・世帯員非課税 …上限月額 8,000円
 - ②本人非課税・世帯員課税 …上限月額 5,500円
- ※支給対象者本人が課税の場合は、支給対象外です。

利用者負担

支給対象者本人の「介護保険サービスの利用者負担割合」に基づき、支給額(利用額)に応じた負担金を徴収。(上限月額超過分は全額負担)

例①:負担割合1割で上限月額8,000円の方が9,570円分の支給を受けた場合

⇒ 超過分1,570円+1割負担分800円で計2,370円の利用者負担

例②:負担割合1割で上限月額5,500円の方が9,570円分の支給を受けた場合

⇒ 超過分4,070円+1割負担分550円で計4,620円の利用者負担

生活支援ショートステイ

家族の入院などで在宅での生活に支障をきたす場合に、ショートステイ利用料金を一部助成します。(年間30日以内)

対象者

要支援・要介護認定がなく社会対応が困難な高齢者で介護保険料第1段階から第3段階に該当する人

利用者負担

1日2,000円及び食事代
(食事代:1食につき200円)

家族介護慰労事業

要介護4・5の高齢者を過去1年間、介護保険サービスを利用(年間1週間程度のショートステイ利用を除く)せずに、家族で介護している非課税世帯に対し、慰労金として年額10万円を支給します。
※入院期間は算定対象期間からは除きます。

老人用電話

(日常生活用具給付等事業)

連絡手段のない、一人暮らし高齢者等に対し、老人用電話(電話加入権)を貸与します。
対象は、低所得世帯(生活保護受給者及び非課税)の高齢者です。
なお、通話料金等は利用者負担です。
※月々の基本料金は市負担

ふれあい収集 (ごみの戸別訪問収集)

家庭ごみをステーションに出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、自宅の玄関先(外)でごみを収集するとともに、ごみの排出がなかった場合の安否確認をします。(原則、週1回。地区により曜日指定。)

対象者

おおむね65歳以上で、介助なしには外出ができない一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、家族・親族や地域住民等によるごみ出しの支援が得られない人
※障がい者世帯に関しては、福祉政策課障害者福祉係(Tel.36-3135)までご相談ください。

利用者負担

なし(ペール缶を利用者で準備し、燃やすごみは市指定のゴミ袋に入れる必要あり)

住宅改造費助成事業

介護保険を利用して在宅高齢者等の居住に適するように住宅を改造する場合、介護保険の助成金額を超えた分について、その費用の一部を助成します。
※工事着工前の申請手続きが必要です。

対象者

介護保険の「住宅改修費」の金額(20万円)を上回り、かつ、非課税世帯に属する人

助成額

上限額 30万円



緊急通報システム

家庭内で急病・事故等により緊急な救護を要した際、自力では救急要請が困難と想定される一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時における連絡手段を確保し、精神的な不安を解消します。

対象者

おおむね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、緊急に対応する必要性が高い疾病を有する等、日常生活を営む上で常時注意が必要な状態にある人(脳、心臓、肺、体幹下肢神経疾患等)

利用者負担

世帯の所得区分に応じた設置費用の負担あり(月々の負担なし)

徘徊高齢者等 位置検索サービス

認知症高齢者等が行方不明となった場合に、早期に居場所を把握することができるように、携帯端末機(GPS機器)を貸与します。

対象者

おおむね65歳以上で徘徊行動のある認知症の高齢者。
満18歳以上の療育手帳所持者。

利用者負担

基本料金 1,320円/月
ほかに、検索料やバッテリー交換代金などがあります。

認知症高齢者 捜してメール

認知症高齢者が行方不明になった際に、捜索に協力いただけるサポーターや事業者にもメールを一斉配信し、情報提供を呼びかけます。(福岡都市圏11市町で運用している広域事業です。)

対象者

認知症等により少しでも行方不明になる可能性のある高齢者等
※迅速な対応ができるように事前登録をお願いします。

(電子申請が可能です。)

利用者負担

なし



＜ 高齢者向けお役立ち情報欄 ＞

その①「ふれあいバスカード」について

…「ふれあいバス・コミュニティバス」の運賃は通常200円ですが、70歳以上の宗像市民は「ふれあいバスカード」を提示することで、100円で乗車できます。なお、ふれあいバスカードは70歳になる前月末に郵送しています。紛失等で再発行を希望される場合、保険証などの本人確認書類を持参の上、高齢者支援課、メイトム宗像、大島行政センター、お近くのコミュニティセンター(大島を除く)へ。

その②「運転免許証の自主返納」について

…市では、70歳以上の高齢者を対象に、市在住時に有効期限内の運転免許を自主的に返納された方(返納から6ヶ月以内)に対しての支援を行っています。

支援内容は①ふれあいバス・コミュニティバスの回数券(1万円分)、②市内のタクシーで使える回数券(1万円分)、③西鉄バスICカードのnimoca(1万円分)のいずれか1つです。詳しくは、危機管理課(TEL 0940-36-5050)までお問合せを。

【 お問い合わせ 】

宗像市役所高齢者支援課

TEL:0940-36-9288